行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の規定による通知カード及び個人番号カード並びに情報提供ネットワークシステムによる特定個人情報の提供等に関する省令の一部を改正する省令の概要

令和元年6月 総務省大臣官房個人番号企画室

1. 改正の理由

戸籍法の一部を改正する法律(令和元年法律第17号)及び行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律施行令の一部を改正する政令(令和元年政令第25号)の施行に伴い、所要の改正を行う必要があるため。

2. 改正の概要

- (1) 番号利用法施行令における条の移動に伴い、所要の改正を行う。(第 40 条、第 41 条、 第 42 条、第 43 条、第 44 条、第 45 条及び第 47 条関係)
- (2) 番号利用法第 21 条の2第2項の規定に基づき、取得番号の定義規定を設ける。(新 第 41 条の2関係)
- (3) 番号利用法第 26 条において準用する同法第 21 条の2第2項及び番号利用法施行令 第 29 条の2において準用する同令第 27 条の規定に基づき、省令第 40 条等を条例事務 関係情報照会者及び条例事務関係情報提供者について準用する規定を加える。(第 48 条関係)

3. 施行期日

戸籍法の一部を改正する法律の施行の日